

意見書

平成 25 年 2 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちょうにちようめ ぼんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしやとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやうとりしまりやくしやちやう とまた かつひこ
代表取締役社長 鵜田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」及び「接続料と利用者料金との関係について」以下の通り、弊社の意見を申し上げます。

メタル回線コストの取り扱いは、これまで多くの接続事業者よりNTT東西の接続料原価の精査や未利用芯線の扱いについて問題提起がなされてきました。総務省においても平成24年に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催し移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について現在議論が進められているところですが、今回、NTT東西より認可申請された平成25年度の接続料は前年と比較して大幅に値上がりしていることから、長期的な視点での検討に加えて直近の変動に対しても即効性のある措置を講ずる事が必要です。今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢がDSLのみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇によりDSL以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。

1. 接続料水準の検証可能性と予見性の向上について

接続事業者から見た場合、翌年度の1回線あたりの接続料はNTT東西の本件認可申請時点において初めてその推移や算定根拠を認識することが可能となります。需要が増加傾向にある段階においても接続料の検証可能性と予見性は最大限担保されるべきものですが、需要が減少傾向に転じた場合には、接続料の上昇が接続事業者の事業環境を悪化させてひいてはユーザ利便に影響を与える懸念もあることから、当該年度の接続料算定の基礎数値となる実績原価の内訳、稼動回線数実績や調整額の積算根拠となる数値については認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要です。

2. 回線管理運営費について

ラインシェアリングにおいて回線管理費の割合が年々上昇し、回線管理運営費の変動そのものがラインシェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因となっています。回線管理運営費は接続事業者のサービスオーダー数に比例して発生する工事稼動に係るコスト等と、接続事業者のサービスオーダーを受け付ける申込受付システムに係るコスト等に大別されますが、前者についてはNTT東西が一層のコスト圧縮を行い、かつ後者についてはNTT東西が接続事業者に対して改修計画を公開した上で、接続事業者が事前に合意しないシステム改修を行わないことで需要の減少による接続料の上昇を抑制していくことが必要です。

3. NTT東日本の災害特別損失について

NTT東日本は本件認可申請において東日本大震災に起因する災害特別損失を接続料原価

に算入し、接続料規則第 3 条ただし書きに基づく特別許可申請を行っています。特にメタルの端末系伝送路については平成 23 年度の特別損失が 49 億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1 回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成 25 年度と平成 26 年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。また東日本大震災に起因する特別損失は平成 26 年度接続料にも算入するとされていることから、NTT 東日本は平成 24 年度の実績額の見込みや平成 25 年度以降の計画について接続事業者に早期に公表し、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要です。

4. 調整額について

平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離額を調整額として算入しており、この乖離額調整制度はあらかじめ接続料が確定する方式として一定の予見性はあるものの、需要の減少傾向が継続し、さらに需要の減少分に見合うコスト削減が行われない場合には、1 回線当たりの調整額が過大に上昇する構造にあります。また一方で本件認可申請における NTT 東日本の中継光ファイバのように会計処理の変更に起因する計上コストの変動に伴い接続料が乱高下する場合もあり、調整額の推移は接続事業者にとって予見することが非常に難しいものとなっております。調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の定めるところにより緩和できることとされていることから、少なくとも平成 25 年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成 25 年度と平成 26 年度の 2 カ年にコストを分散することを希望いたします。なお、需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないという傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。